

平成27年度第4回

静岡県河川審議会

熱海一資料一2

# 糸川水系河川整備基本方針 (原案)

平成28年2月

静岡県

## 目次

第1	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1	河川及び流域の現状	1
(1)	河川及び流域の概要	1
(2)	治水事業の沿革と現状	2
(3)	河川の利用	3
(4)	河川環境	3
(5)	住民との関わり	4
2	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	5
(1)	河川整備の基本理念	5
(2)	河川整備の基本方針	6
ア	洪水、津波等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	6
イ	河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項	6
ウ	河川の維持管理に関する事項	7
エ	地域との連携と地域発展に関する事項	7
第2	河川の整備の基本となるべき事項	8
1	基本高水並びにその河道への配分に関する事項	8
2	主要な地点における計画高水流量に関する事項	8
3	主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	9
4	主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	9
(参考図)	流域図	9

## 第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

審議会説明用の見出し

### 1 河川及び流域の現状

#### (1) 河川及び流域の概要

##### <位置関係・支川・流域面積・流路延長>

糸川は、その源を静岡県熱海市の北部に位置する岩戸山（標高約700m）に発し、熱海市街地を貫流して熱海港に注ぐ、幹川流路延長2.9km、流域面積約3.4km<sup>2</sup>の二級河川である。流域は、伊豆半島の東側に位置する熱海市の中央部に位置している。

##### <地形・地質・河床勾配>

流域の地形は、上流部は湯河原火山の侵食により形成された中起伏の火山地であり、下流域は扇状地性の低地となっている。

流域の地質は、伊豆半島が海底火山群であった時代の地層を主体とし、伊豆半島誕生後の陸上火山時代の地層が高標高部を覆い、中下流部の谷合は未固結の碎屑物や礫層に覆われている。

河道特性としては、河床勾配が中上流部では1/20以上、下流部においても1/50程度と急勾配であり、全区間が掘込河道となっている。また、河口部は0.3km地点付近まで感潮区間となっている。

##### <気候（気温・降水量）>

流域の気候は、年平均気温が16℃（気象庁網代特別地域気象観測所昭和59年～平成25年）で、全国平均の14.1℃に比べ温暖である。年間降水量は、平均降水量で1,972mm（気象庁網代特別地域気象観測所昭和59年～平成25年）であり、全国平均の約1,700mmを上回る。

##### <土地利用・交通>

流域の土地利用は、主に上流に占める山地が約70%、下流部の宅地等市街地が約22%となっている。流域内には、東海道新幹線及び東海道本線、国道135号や主要地方道熱海箱根峠線が通っており、下流部には熱海市の中心市街地が形成されている。

##### <人口>

流域の人口は、約4,100人である。熱海市の人口は昭和40年の約55,000人をピークに年々減少し、平成22年の人口は3割減少の約40,000人となっている。また、65歳以上の高齢者の割合は38.6%となっている。

##### <産業>

産業は、平成22年度の国勢調査による産業別就業者数が、第1次産業5%、第2次産業12%、第3次産業84%となっている。熱海市は、風光明媚な土地や温泉をはじめとする恵まれた地域資源を活かし、首都圏近郊のリゾート地として年間約600万人が訪れる国内有数の温泉観光地であり、観光が主要な産業となっている。

## <歴史・文化>

特に中心市街地は、古くから温泉地としての歴史があり、奈良時代に箱根権現まんがんにょうじんの万巻上人が、泉脈を海中から現在の<sup>おおゆ</sup>大湯間歇泉の地へ移したのが熱海温泉の起源と伝えられている。また、徳川家康が慶長2年(1597年)と同9年(1604年)の二度に渡り湯治に訪れ、寛文2年(1662年)から将軍御用の<sup>くみゆ</sup>汲湯がはじまり、特に8代将軍吉宗の際には9年間で3,643樽もの湯が熱海から江戸城に運ばれたとの記録があり、当時の湯汲み道中の様子が湯前神社の例祭「献湯祭」で再現されている。明治・大正時代には、熱海御用邸をはじめ、数多くの著名人・文化人が別荘を所有し、熱海は国内有数の別荘地となった。また、近代では、昭和9年に丹那トンネルが開通すると熱海は東海道本線の停車駅となり、以後観光都市として大きく発展した。

前回審議会意見反映箇所



## (2) 治水事業の沿革と現状

### <治水事業の歴史>

①→

糸川は、これまでに豪雨や台風による風水害に見舞われたという記録はないものの、中上流部は河床勾配が1/20以上と急流なため、昭和28年から昭和36年の間に砂防指定地に指定され、土砂災害の防止を目的とした砂防堰堤や流路工が整備されている。

河川改修に関しては、災害復旧事業や県単独事業により施設整備が行われてきた。今後の気候変動に伴う豪雨の激化により、市街化が進み人口や資産等が集中する沿川においては、河川の氾濫や土砂災害が発生した場合には大きな被害となることが懸念される。

### <津波について(過去の津波被害)>

糸川流域を含む熱海地区における津波被害に関しては、元禄16年(1703年)に発生した元禄地震により、沿岸部に高さ7mから29mの津波が到達し、住宅500戸のうち10戸程度しか残らなかったとの記録が残っている。また、大正13年(1923年)に発生した関東大地震では、6mから9mの津波により、家屋162戸が流出し、死者・行方不明者92人との記録が残っている。

### <津波について(現在の津波対策及び最新の津波想定)>

糸川流域の沿岸部では、津波・高潮対策として一部の海岸防潮堤がT.P.+6.65mで整備されているが、河口部は開口部となっている。また、東日本大震災を踏まえた静岡県第4次地震被害想定(平成25年)では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル1の津波」と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす「レベル2の津波」の二つのレベルの津波が設定されており、糸川では、「レベル1の津波」は河川内を約0.4km以上遡上するとともに、「レベル2の津波」では、河川護岸及び海岸堤防を越流し、熱海市の沿岸部で最大約19ha以上が浸水すると想定されている。

### (3) 河川の利用

#### <河川の利用>

糸川水系には、許可水利権として小水力発電用水が1件あり、慣行水利権はない。また、河川を利用する共同漁業権は設定されていない。

#### <河川空間の利用>

河川空間の利用としては、地域住民や観光客が川に近づきやすいよう河口付近に川床散策路が整備されているほか、川沿いに整備された遊歩道を活用した「糸川さくら祭り」が開催されるなど多くの観光客で賑わっている。また、河口付近の海岸線では、保全機能と親水性に配慮した熱海港コースタルリゾート計画により親水護岸と海岸線緑地が整備され、多くのイベントが開催されている。

### (4) 河川環境

#### <流況について>

流況については、継続的な流量観測が行われていないため不明であるが、これまでに大きな渇水被害は発生していない。

#### <水質・下水道整備について>

水質については、類型指定は行われていないが、熱海市では環境基準河川C類型の達成(生物化学的酸素要求量;BOD 値 5mg/l)を当面の目標としており、渚橋、新柳橋、来宮神社前の3地点にて、河川水質検査が行われており、近年のBOD75%値は概ね1～3mg/lで推移し、比較的良好な状況である。

生活排水対策としては、熱海市が下水道整備に昭和26年1月から取り組んでおり、糸川流域を含む熱海地区の下水道処理人口普及率(平成27年3月時点)は、99.3%となっている。

#### <河道の状況について>

河道の状況は、急勾配の河川であるため、河床や河岸は石材やコンクリートで防護された区間が殆どである。また、河道内には、河床の洗掘を防いで河川勾配を安定させる床止め工や、土石流による災害を防止する砂防堰堤等の横断工作物があるが、魚道は設置されていない。

#### <生息する動植物について>

魚類については、糸川上流ではアブラハヤ、ルリヨシノボリの生息が確認されている。下流部の感潮区間では、「環境省レッドリスト2015」に位置付けられているニホンウナギ(絶滅危惧IB類)を始め、ボラ、マハゼ等の汽水・海水魚が確認されている。また、外来種は確認されていない。

植生については、ヒメツルソバやホウライシダなど河川の護岸壁によくみられる種が多く確認されたが、重要種は確認されていない。

#### (5) 住民との関わり

糸川では、「熱海ブーゲンビリアの会」がまちづくりの一環としてブーゲンビリアの育成管理を行っており、川沿いに約40カ所で植樹している。ブーゲンビリアは春と秋に開花し、南国情緒を醸し出し、糸川沿いを散策する地域住民や観光客の目を楽しませている。

## 2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 河川整備の基本理念

糸川では大きな水害の記録は無いが、流域の開発や沿川の市街化が進んでおり、気候変動に伴う降雨の激化による河川の氾濫や土砂災害に対する備えや、相模トラフ地震に伴う津波への備えが求められている。

←②

一方、糸川は、熱海3河川の中でも熱海温泉発展の中心部に最も近く、早咲きのあたま桜等の花が人々を迎える糸川遊歩道や水辺に触れ合える河床散策路など、周辺の景観や街づくりと調和した川づくりがされている。

これらを踏まえ、糸川水系の河川整備における基本理念を次のとおり定める。

#### <基本理念>

熱海温泉の中心部を貫流する糸川においては、華やぎのある遊歩道をシンボルとするもてなしの街づくりとの調和を図りながら、災害の発生の防止と軽減を図ることにより、賑わいと潤いのある舞台となり安らぎのある川づくりを目指す。

←③

## (2) 河川整備の基本方針

糸川水系の河川整備の基本理念を踏まえ、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針を次のとおりとする。この基本方針に基づき、目標を明確にして段階的に河川整備を進める。

### ア 洪水、津波等による災害の発生防止または軽減に関する事項

#### <洪水対策>

災害の発生防止または軽減に関しては、河川の規模、既往の洪水、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、年超過確率 1/30 規模の降雨による洪水を安全に流下させることのできる治水施設の整備を目指す。

また、流域における土地利用計画との調整や土地利用事業の適正化に関する指導、砂防事業や治山事業との適切な調整や連携、農地や森林の保全に関する関係機関との情報共有等を通じて、流域全体での総合的な防災対策を推進する。

#### <超過洪水対策>

さらに、気候変動の影響等による想定を超える洪水、整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、できる限り被害を軽減するため、関係機関や住民等と連携し、観光客や高齢者等を含めた防災情報伝達体制や警戒避難体制の整備、洪水ハザードマップ作成の支援、防災教育や防災知識の普及啓発活動など、自助・共助・公助による地域防災力の充実、強化を図る。

④→

⑤

#### <津波対策>

河川津波対策に関しては、静岡県第 4 次地震被害想定に基づく「レベル 1 の津波」を「計画津波」とし、「計画津波」に対して人命や財産を守るため、地域特性を踏まえて行う海岸等における防御と一体となって、津波災害を防御する。

また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、関係自治体との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。なお、「計画津波」対策の実施にあたっては、地域特性を踏まえ、海岸利用や景観に配慮するものとする。

⑥→

⑦→

### イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する事項

#### <河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持>

河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関しては、健全な水循環の維持や美しい景観の形成の観点も加え、土地の適正利用、農地や森林の保全について関係機関及び地域



住民と適切に連携しながら、河川及び流水の適正な管理等に努める。

#### <河川環境の整備と保全>

河川環境の整備と保全に関しては、河口部に残された砂礫河床を有する感潮区間が河川と海を回遊する種の生息域として重要であることから、この河床環境の保全を図るとともに、急流で人工的な厳しい河川環境の中でも生息してきた種が今後も生息できるよう治水施設の整備や維持を実施する際には十分に配慮することとする。

←⑧

また、河川景観に関しては、周辺の環境や街づくりと調和した美しい景観が形成されるよう、河川整備や維持管理に際して、関係者等との調整や連携を図ることとする。

←⑨

### ウ 河川の維持管理に関する事項

#### <河川の維持管理>

河川の維持管理に関しては、災害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全の観点から、河川の持つ多面的機能が十分に発揮できるよう地域住民や関係機関と連携し、護岸等の治水施設の状態や河道の自然環境、土砂堆積などに関する点検やモニタリング等を行い、必要に応じて補修・修繕を実施する。

#### <治水上重要な河川管理施設の維持管理>

特に、治水上重要な河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検を適切に実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握するとともに、維持修繕や機能改善等を計画的に行い、良好な状態を保持するよう努める。

また、許可工作物についても適切な維持管理や洪水時の操作等を行うよう施設管理者に働きかける。

### エ 地域との連携と地域発展に関する事項

糸川を地域の共有財産として守り、育て、地域の持続的な発展に活用できるよう、糸川の環境や防災等に関する情報を地域と幅広く共有するとともに、地域における環境保全や防災、河川利用等の取組みを支援し、地域との協働により潤いと安らぎのある川づくりを推進する。

## 第2 河川の整備の基本となるべき事項

### 1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項

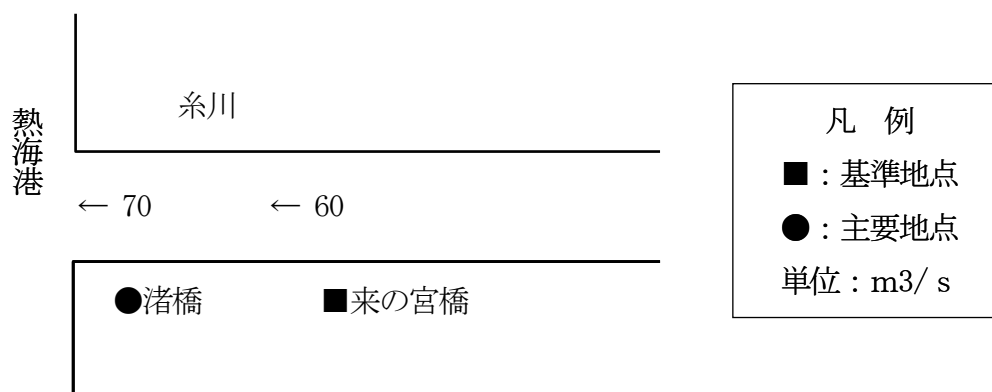
基本高水のピーク流量は、既往の洪水や河川の規模、流域内の資産・人口等を踏まえ、県内の他河川とのバランスを考慮し、年超過確率 1/30 規模の降雨による洪水を対象として、基準地点来<sup>き</sup>の宮橋<sup>みや</sup>において 60m<sup>3</sup>/s とし、これを河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /s)
糸川	来の宮橋	60	60

### 2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は基準地点来の宮橋において基本高水のピーク流量と同じ 60m<sup>3</sup>/s とする。



計画高水流量配分図

### 3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位と計画横断形に係る概ねの川幅は、以下のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅

河川名	地点名	河口からの 距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)	摘要
糸川	来の宮橋	1.0	T. P. +62.5	6.4	
	渚橋	0.0	T. P. +6.6 <sup>※1</sup>	—	

(注) T. P. : 東京湾中等潮位

※1 計画津波水位

### 4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、流水の占用、動植物の生息地または生育地の状況、流水の清潔の保持、景観等の観点を踏まえ、適切に設定するものとする。

(参考図) 流域図

